

海老名市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、海老名市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成24年海老名市条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(小規模水道施設の増設又は改造の工事)

第2条 条例第2条第5号に規定する規則で定める増設又は改造の工事は、次のとおりとする。

- (1) 取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈でん池、ろ過池、浄水池又は配水池の新設、増設又は大規模な改造に係る工事

(小規模水道の水質基準)

第3条 条例第3条第2項に規定する規則で定める水質基準に関して必要な事項は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「省令」という。）

に定めるところによる。

(小規模水道の布設工事の確認)

第4条 条例第6条第1項の申請書は、小規模水道布設工事確認申請書とする。

2 条例第6条第1項の規則で定める書類及び図面は、次のとおりとする。

- (1) 居住に必要な水の供給を受ける者の区域を示した書類
- (2) 配水系統図
- (3) 取水施設及び浄水施設の構造図
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

3 条例第6条第3項の規定による通知は、当該工事の設計が施設基準に適合することを確認したときは小規模水道布設工事適合確認書により、適合しないと認めたとき又は申請書の添付書類及び図面によっては適合するかしないかを判断することができないときは小規模水道布設工事不適合（不確認）通知書により行わなければならない。

(小規模水道の給水開始前の水質検査及び届出)

第5条 条例第7条の規定により行う水質検査は、小規模水道により供給する水が条例第3条に規定する水質基準（以下「水質基準」という。）に適合す

るかどうかを判断することができる場所から採取した水について、省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果について行う検査とする。

2 条例第7条の規定による届出は、小規模水道給水開始届により行わなければならない。

(小規模水道の変更等の届出)

第6条 条例第8条の規定による届出は、小規模水道変更(廃止)届により行わなければならない。

(小規模水道の定期及び臨時の水質検査)

第7条 条例第9条第1項の水質検査は、毎年1回以上定期に行うものとする。

2 前項の規定による定期の水質検査は、小規模水道により供給する水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について行う省令の表の1の項、2の項、9の項、11の項、38の項及び46の項から51の項までの項の上欄に掲げる事項並びに消毒の残留効果並びに市長が特に必要と認めて指示する事項に関する検査とする。

3 条例第9条第2項の規定により行う臨時の水質検査は、省令の表の上欄に掲げる事項に関する検査とする。ただし、同表の上欄に掲げる事項に関する検査の一部を行う必要がないことが明らかである場合は、当該事項に関する検査を省略することができる。

4 条例第9条第3項の規定による届出は、小規模水道水質検査結果届により行わなければならない。

(給水する水の塩素消毒)

第8条 条例第10条第3号の規定により行う塩素消毒は、給水栓における水が遊離残留塩素を1リットルにつき0.1ミリグラム(結合残留塩素の場合は1リットルにつき0.4ミリグラム)以上保持するように行わなければならない。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、1リットルにつき0.2ミリグラム(結合残留塩素の場合は1リットルにつき1.5ミリグラム)以上でなければならない。

(給水の緊急停止の報告)

第9条 条例第11条第2項の規定による報告は、小規模水道施設給水緊急停止報告書により行わなければならない。

(小規模貯水槽水道の給水開始の届出)

第10条 条例第12条の規定による届出は、小規模貯水槽水道給水開始届により行わなければならない。

(小規模貯水槽水道の変更等の届出)

第11条 条例第13条の規定による届出は、小規模貯水槽水道変更（廃止）届により行わなければならない。

(小規模貯水槽水道の水質検査)

第12条 条例第14条第1項第3号の規定により給水する水に異常を認めたと
きに行う水質検査は、小規模貯水槽水道により供給する水が異常であるかど
うかを判断することができる場所から採取した水について行う省令の表の上
欄に掲げる事項及び消毒の残留効果に関する検査とする。ただし、同表の上
欄に掲げる事項に関する検査の一部を行う必要がないことが明らかである場
合は、当該事項に関する検査を省略することができる。

(小規模貯水槽水道の管理に関する検査)

第13条 条例第14条第2項の検査は、毎年1回以上定期に行うものとする。
2 条例第14条第2項の規定により小規模貯水槽水道の設置者が受けなければ
ならない検査は、次に掲げる事項に関する検査とする。

- (1) 水槽周囲の状態
- (2) 水槽の本体、上部及び内部の状態
- (3) 水槽のマンホール及びオーバーフロー管の状態
- (4) 水槽の通気管及び水抜管の状態
- (5) 給水管の状態
- (6) 給水栓における臭気、味、色、色度及び濁度並びに残留塩素の状態
(身分証明書)

第14条 条例第17条第3項の身分を示す証明書は、小規模水道及び小規模貯
水槽水道立入検査証（別記様式）とする。

(地位の承継の届出)

第15条 条例第18条の規定による届出は、設置者の地位承継届により行わな
なければならない。

(様式)

第16条 この規則の規定により使用する書類の様式（別記様式を除く。）
は、別に定める。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。